

令和6年第3回取手市議会定例会 議案概要

| | | | |
|-----|----|-------------|----|
| 議案： | 9件 | 条例の制定 | 1件 |
| | | 条例の一部改正 | 1件 |
| | | 一部事務組合理約の変更 | 1件 |
| | | 令和6年度補正予算 | 6件 |
| 報告： | 2件 | 予算の継続費精算報告書 | 1件 |
| | | 財政健全化判断比率報告 | 1件 |
| 認定： | 7件 | 令和5年度決算の認定 | 7件 |
| 諮問： | 1件 | 人権擁護委員の推薦 | 1件 |

議案第56号

取手市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について
(管財課)

現在取手市では、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約を定める条例を制定していないことから、原則として光熱水費等の各種ライフラインに係る契約、不動産賃借に係る契約その他政令で定める契約を除いては複数年度にわたる契約を締結することはできず、例外として複数年度にわたる契約を締結する場合には、事前に債務負担行為を予算で定めて議会の議決を経る必要があります。

複数年度にわたる契約を締結することができる契約を条例で定めることにより、条例で定める範囲内において弾力的な運用を可能とし、市と契約の相手方である事業者双方の負担軽減を図るため、本条例を制定するものです。

長期継続契約を締結することができる契約として、次の契約を条例で定めます。

- ① 物品を借り入れる契約（当該物品に係る役務の提供を受ける契約を含む。）であって、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもののうち、規則で定めるもの
- ② 役務の提供を受ける契約であって、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるため、又は契約の相手方の準備期間を確保する必要があるため、翌年度以降にわたる契約を締結しなければ事務に支障を及ぼす性質のものうち、規則で定めるもの

議案第57号

取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（国保年金課）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により国民健康保険法等が改正され、令和6年12月2日から現行の被保険者証が発行されなくなることに伴い、被保険者証の返還に応じない者に対する罰則の規定を削るため、条例の一部を改正するものです。

議案第58号

茨城租税債権管理機構規約の変更に係る協議について（納税課）

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境税について令和6年度から市町村が個人住民税均等割の賦課徴収と併せて一人年額1,000円を賦課徴収することとなったことから、茨城租税債権管理機構規約（平成13年地指令第4号）を変更することについて協議するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

機構の共同処理する事務について定める規定中「地方税に係る滞納事案」としていることについて、新たに市町村が賦課徴収することとなった森林環境税が国税であることから、「地方税及び国税に係る滞納事案」に改める改正を行います。

議案第59号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第5号）

1 補正予算の規模

補正予算の総額は、2,654万8千円の増額で、
補正後の予算総額は、448億7,600万7千円となります。

（単位：千円）

| 区分 | 補正額の財源内訳 | | | |
|-----|----------|--------|--------|------|
| | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 補正額 | 0 | 16,500 | 10,000 | 48 |

2 歳出予算の補正内容

災害用トイレトラックの購入 …2,654万8千円

【主な機能】

- ・全室個室・室数：5室（通常トイレ4室、多機能トイレ1室）
- ・多機能トイレ…車いすリフター、おむつ交換台、ベビーキープ、オストメイト対応
- ・ソーラー発電充電システム…100%充電で照明、換気扇等を約24時間稼働可能
- ・室内暖房用FFヒーター、洗浄・温便座設備
- ・1回の給排水で約1,000回の利用が可能

【その他】

- ・平時には野外イベント等で活用する予定です。
- ・災害用トイレトラック（トレーラー）を有する自治体から成る「災害派遣トイレネットワーク」に加入し、市が被災した際の支援の受け入れ及び被災地への支援体制を確立します。

3 歳入予算の主な補正内容

1) ふるさと取手応援基金寄附金 …1,000万円

「安全安心で住みやすいまちづくりのための事業」に対する寄附

2) 緊急防災・減災事業債 …1,650万円

今回の補正予算に計上する歳出事業費の財源として計上する地方債

議案第60号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第6号）

1 補正予算の規模

補正予算の総額は、10億9,115万5千円の増額で、
補正後の予算総額は、459億6,716万2千円となります。

（単位：千円）

| 区分 | 補正額の財源内訳 | | | |
|-----|----------|--------|--------|---------|
| | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 補正額 | 73,067 | 75,300 | 30,905 | 911,883 |

2 歳出予算の主な補正内容

1) 未来をつくる世代を育むまちづくり

■小・中学校体育館空調設置工事の実施設計 …4,050 万円

夏季における児童・生徒の熱中症対策や指定避難所の居住環境整備として、市立の小・中学校体育館及び中学校武道場に空調設備を整備するため、実施設計に必要な経費を計上します。

■母子健康手帳アプリに要する経費 …1,969 万円

妊娠・出産・育児期を継続的にサポートし、母子保健サービスの利便性向上、業務効率化を図り、子育て支援情報をプッシュ型で発信していくための母子健康手帳アプリの導入・運用に必要な経費を計上します。

■地域子育て支援拠点事業補助金 …458 万 3 千円

地域子育て支援拠点事業を開始する藤代駅前ナーサリースクールに対して補助金を交付します。（負担割合：国 1/3、県 1/3、市 1/3）

■藤代小学校放課後子どもクラブ室改修工事の実施設計 …250 万円

利用する児童の生活環境改善を図るため、空調設備の改修、照明の LED 化、トイレの設置、静養室の設置などを含めた改修工事の実施設計を行います。

2) 安全安心なまちと未来を見据えた環境整備

■浸水検知システムの構築 …154 万 9 千円

浸水・道路冠水の状況をリアルタイムで把握し早期の対応につなげるため、市内 11 か所に浸水センサーを設置します。国土交通省の実証実験に参加するため、浸水センサーを含む機器類は国から提供されます。

■下高井水砂地区雨水排水整備における測量地質調査 …795 万 3 千円

下高井地区における雨水排水路整備事業の一部を推進工法（地中を掘削して進める工法）で実施することに伴い、事前に必要となる測量地質調査のための費用を計上します。

3) その他の歳出補正のうち主なもの

■道路長寿命化対策工事 …2,993 万 1 千円

車両走行ビッグデータによる路面評価等に基づき、修繕の必要性が高いと判断した 2 路線（新川上萱場地区・戸頭地区）について、長寿命化対策工事を実施します。

■過年度国庫支出金等過誤納返還金 …3 億 3,540 万円増

令和 5 年度における国庫の負担金や補助金の実績額が確定したため、既交付額のうち超過分を返還します。

3 歳入予算の主な補正内容

■国県支出金

- ・自立支援給付費負担金（過年度） …2,577万8千円
- ・生活保護費負担金（過年度） …2,324万9千円

いずれも、前年度の国庫負担金の精算により追加交付されるもの

■普通交付税、臨時財政対策債の決定及び前年度繰越金の確定

<各増減>

(単位：千円)

| 区分 | 決定額 (A) | 当初予算 (B) | 補正額(A)-(B) |
|------------|-----------|-----------|------------|
| 普通交付税 | 8,595,725 | 8,440,000 | 155,725 |
| 臨時財政対策債 | 106,840 | 100,000 | 6,840 |
| R5年度からの繰越金 | 1,277,753 | 500,000 | 777,753 |
| 合計 | 9,980,318 | 9,040,000 | 940,318 |

■繰越金の各基金への積立・財政調整基金繰入金の減額

前年度繰越金（普通会計）増額分の1/2である3億9,378万3千円を財政調整基金へ積み立てます。また、公共施設整備基金へ1億円の積立を行うほか、今回の補正の財源調整により、財政調整基金に1億2,416万2千円を繰り戻します。

【主な基金の増減と現在高】

(単位：千円)

| 基金 | 補正前残高 | 繰入額 | 積立額 | 補正後残高 |
|----------|-----------|----------|---------|-----------|
| 財政調整基金 | 2,252,626 | ▲124,162 | 393,783 | 2,770,571 |
| 公共施設整備基金 | 900,936 | 19,480 | 100,000 | 981,456 |

議案第61号

令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第1号）

既定の歳入歳出予算総額に1,600万円を増額します。

歳入の補正内容は、前年度繰越金が823万7千円、一般会計からの繰入金776万3千円の増額となります。

歳出の補正内容は、取手駅北土地地区画整理事業における建物移転補償費が1,600万円の増額となるほか、前年度繰越金による人件費の財源充当の変更を行います。

議案第62号 令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

既定の歳入歳出予算総額に10億3,375万1千円を増額します。

歳入の主な補正内容は、前年度繰越金が10億7,001万円の増額、普通交付金が4,339万4千円の減額となります。

歳出の主な補正内容は、国保財政調整基金積立金が10億922万1千円、一般会計への繰出金が1,928万円の増額となります。

また、12月からマイナ保険証を基本とする仕組みに移行することに伴い、制度周知や資格確認書等の交付に対応するシステム改修を行います。

議案第63号 令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

既定の歳入歳出予算総額に1,373万3千円を増額します。

歳入の補正内容は、前年度繰越金が1,373万3千円の増額となります。

歳出の補正内容は、一般会計への繰出金が1,373万3千円の増額となります。

議案第64号 令和6年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号）

既定の歳入歳出予算総額に5,409万9千円を増額します。

歳入の主な補正内容は、前年度繰越金が1億4,661万5千円の増額、介護給付費準備基金繰入金が1億1,288万8千円の減額となります。

歳出の主な補正内容は、介護給付費準備基金積立金が2,037万2千円の増額、一般会計への繰出金が3,372万7千円の増額となります。

報告第7号 令和5年度取手市一般会計継続費精算報告書について

取手駅構内エレベーター整備事業補助金については令和3年度から5年度までの3年間、取手駅構内ホームドア整備事業補助金については令和4年度から5年度までの2年間、それぞれ継続費を設定しておりましたが、事業が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき報告するものです。

報告第 8 号 令和 5 年度取手市健全化判断比率について

比率の状況（速報値）

| 項目 | 令和 5 年度 | | 令和 4 年度 | |
|----------|----------------|-------------|----------------|-------------|
| | 取手市 健全化判断比率 | 早期健全化 基準 | 取手市 健全化判断比率 | 早期健全化 基準 |
| 実質赤字比率 | － | 12.08% | － | 12.12% |
| 連結実質赤字比率 | － | 17.08% | － | 17.12% |
| 実質公債費比率 | 7.1% | 25.0% | 6.7% | 25.0% |
| 将来負担比率 | 9.3% | 350.0% | 9.2% | 350.0% |

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度の健全化判断比率 4 指標の数値について報告するものです。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれにつきましても、早期健全化基準には該当しない結果となりました。

まず、全ての会計が黒字のため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は生じておりません。

次に、実質公債費比率については、令和 5 年度決算では 7.1% となり、前年度の 6.7% から 0.4 ポイント増加しました。

最後に、将来負担比率については、令和 5 年度決算では 9.3% となり、前年度の 9.2% から 0.1 ポイント増加しました。

認定第 1 号から認定第 7 号まで 令和 5 年度取手市各会計決算の認定について

認定第 1 号から認定第 7 号まで（令和 5 年度取手市各会計決算）の内訳

認定第 1 号 取手市一般会計決算の認定について

認定第 2 号 取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について

認定第 3 号 取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

認定第 4 号 取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

認定第 5 号 取手市介護保険特別会計決算の認定について

認定第 6 号 取手市競輪事業特別会計決算の認定について

認定第 7 号 取手地方公平委員会特別会計決算の認定について

※ 詳細については、8 月 26 日（月）の議案送付日に、令和 5 年度の決算書と決算報告書を配布させていただきます。

諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（市民協働課）

令和4年1月1日付けで就任した濱野 清（はまの きよし）氏（現在2期目）の任期が本年12月31日で満了することに伴い、引き続き同氏を人権擁護委員（任期3年）として推薦したく、議会の意見を求めるものです。